

(第一類 第六号)

第二十六回國會衆議院

文教委員會議錄第十一號

二九九

昭和三十二年三月二十日(水曜日)	
午前十一時八分開議	
出席委員	委員長 長谷川 保君
理事赤城 理事竹尾 理事河野	宗徳君 理事坂田 道太君 式君 理事米田 吉盛君 正君 理事佐藤潤次郎君
委員 塚原 小牧 高津	簡牛 丸夫君 武雄君 俊郎君 次生君 櫻井 菲君 木下 奎夫君 輝君
委員 平田	ヒデ君
出席國務大臣	文部大臣 難尾 弘吉君
出席政府委員	文部事務官(初等) 中文部事務官(中等教育局長) 文部事務官(社) 文部事務官(管理局長) 小林 繁君 文部事務官(文教) 福田 行雄君
委員外の出席者	専門員 石井 昊君
三月十五日	委員清瀬一郎君辞任につき、その補欠として小島徹三君が議長の指名で委員に選任された。
三月十八日	委員清瀬一郎君辞任につき、その補欠として小島徹三君が議長の指名で委員に選任された。
三月十九日	委員小島徹三君、野原覺君及び山崎始男君辞任につき、その補欠として清瀬一郎君、小松幹君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。
委員会	幹君辞任につき、その補欠として小島徹三君、小山亮君及び野原覺君が議長の指名で委員に選任された。
同日	委員小山亮君辞任につき、その補欠として河野正君が議長の指名で委員に選任された。
三月十四日	学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)
同月十五日	市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号) 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇〇号)(參議院送付)
同月十八日	大学における單一学部制度実施に関する請願(受田新吉君紹介)(第二二九号)
三月十五日	学校給食專從職員の身分法制定等に関する陳情書(東京都港区芝西久保明舟町一五日本学校給食会理事長生悦住求馬)(第五〇五号)
三月十九日	本日の会議に付した案件 就学困難な児童のための教科用図書
附 則	この法律は、公布の日から施行する。 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号) 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇〇号) 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号) 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇〇号) 第一条中「及びろう学校」を「認定学校及び養護学校」に改める。
施行期日	1 この法律は、公布の日から施行する。 2 この法律による市町村立学校職員給与負担法の改正により市町村立の養護学校の教職員が地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十一条)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員となることに伴い必要な経過措置については、同法附則の規定による。
規定期例による。	第十七条、第十八条、第二十二条及び第二十四条の規定による。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

(昭和三十一年法律第二百五十二号)
の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。
(市町村立学校教職員給与の都

道府県負担)

校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の定める

年法第百三十五号)の定めるところにより、市町村立の養護

学校の教職員の給料その他の給与を負担する。

第五条第一号中「中学部の」を
「中学部に係る市町村立学交職員

「官能的藝術」の「官能職員給与負担法第一条に掲げる」に改
る。

(教育公務員特例法の一部改正)

4 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のよう

に改正する。

養護學校整備特別措置法第四條第

一項に規定する」を削る。

の難尾國務大臣 まず、今回政府から

改正する法律案につきまして、その提

の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

昭和二十二年、学校教育法が制定さ
れて、精神薄弱、身体不自由その

精神障害者に対する心身に故障のある子女のために養護

学校の制度が設けられることとなつた

る議論がありました。おそらくまた本年の末には本調査をやるわけですが、今のような状態でやりますと、もつと大きな問題が起るのじやないかと考えております。一体これに対して本部長である文部大臣はどういう対策を持つおられますか、その点を一つお聞かせ願いたいと思います。

○灘尾國務大臣 次の本調査という問題がございます。これに対して万全な策をいたさなければならぬと思っておりますが、具体的な対策といたしましては、数日うちに隊長も帰ってくる予定になつておりますし、同時に船の方も帰つて参りますので、これらの人の現地におけるいろいろな事情等を十分聴取いたしまして、その上で具体的な対策は立てて参りたいと考えております。

○佐藤(觀)委員 いずれ永田隊長も帰られるそうですから、検討はされる

と思いますが、しかし一メートルぐら

いの砕氷船ではどんな場合でも——この

前われわれの同僚議員からこれの出発

の前にいろいろ心配されて質問された

ですが、その心配がやはり図に当ります

して、ああいうような結果になつたわ

けですが、もしオビ号が行かなかつたら

どういう結果になつたかということ

を考えますと、とりつ然とするわけあり

ます。そういう点についてあのときオ

ビ号に救われて以来、文部省ではこれ

に対する対策なりあるいはこれまでの

際一つ国民のためにお知らせを願いた

檢討があつたかどうか、またこれに対

してどういうような方法で——予算の

関係もありますが、しかし国民があれ

だけの心配をしたやさきでござります

から、日がたつと忘れてしまうような

こともありますけれども、今日これに

対して何らかの大きな対策をとらなければ、やはり再びあいうような心配をかけなければならぬということになりますが、これに対して何らかその後の具体的な話し合いがあつたかど

うか、これは文部大臣にもう一度伺い

しておきます。

○灘尾國務大臣 御心配もごもつとも

だと思ひます。私ども実はこの問題につきましては心配をいたしておるわけ

でありますので、文部省と関係の当局

との間におきましても寄り寄り話し合

いをしておりますが、さようなことを

論するにいたしましても、やはり實際

体験した人たちの意見をまず聴取すべ

きであろう、こういうような考え方もあ

りますので、実はケーブタウンから永

田隊長に一足先に、なるべく早く帰つ

てもらつて、そうしてなるべく早く対

策を確立いたしたい、こういうよう

な考え方をいたしておるわけであり

ます。

○佐藤(觀)委員 それからもう一つ居

残った十一人の隊員、昭和基地における

人がその後どういうような状態である

か、ときどき新聞に出ますけれども、

お互いに初めてのこととござりますか

か、いろいろわれわれも心配しておる

わけですが、その後順調にいつておる

のかどうかまた文部省へ向うからいろ

いろ情報があると思いますが、そのこ

とについてもお聞かせ願えればこの

ようにおきまぜんけれども、しか

る必要がありますが、その喜びはあります

が、いやしくもその件についての最高

の責任者はどういう事態が起らうと

も、一年ぐらいは手が届かなくて大

丈夫ですというだけの準備をして出し

てもらつたかった、それをたまたま外

国船に助けられたということで、最高の

責任者が涙を流して喜んだというよう

な記事を見ますと、国民としてはそ

うような国にしてはあまりに予算が少

いおくれでいまして、しかも文部省と

しては予算が非常に少いから、だれが

見ても文化国家あるいは教育国家とい

うような感しがするわけで、これは特

に戦後日本は、戦争に負けた結果非常

に立つのを覚えるものであります。

う態度については、国民としては、腹

立つたことになるわけです。そ

ういふことで、ただ国民の不安を除去する

うことですなくして、ほんとうにその予

算がなければやはりできないわけなん

です。しかしやる以上はやはりある程

ずれもきわめて元気にその任務を遂行

するのですが、これに対して何らかその

をかけなければならぬということにな

りますが、これに対して何らかその

をかけなければならぬということにな

りますが、これに対して

うに、就任前に出発しておることでござりますけれども、その万金を期する連絡にも決して無理をしないように、という気持におきましてはほんとうに無理をしてはいけないという趣旨のことを常に連絡して参りました。無理とわかつていることを強行するというようなことは絶対に避けなければならぬ、そこで今回いよいよ予備観測の一 行が帰つて参りますれば、この諸君を交えて、今後の対策を作るにつきましては、お話しもございましたように無理は決してしないという心持で対策を考えてみたいと思うのであります。絶対的に無理であるということであれば、また考え方さなくちやならぬといふこともございましようが、今の問題といたしましては、何とかしてやりかけた本觀測をやりたいという趣旨のもとに、無理を避けて計画の立つものなら立ててみたい、こういう心持でおりますので、その点はどうぞ御安心を願いたいと思います。

るな事件が起きておるとと思うのです
が、文部省当局はこの教育委員会法が改
正されてから、一体うまくいくつておる
のかどうかということについて、概略
の説明を政府委員でけつこうであります。
すからしていただきたいと思います。
○内藤政府委員 昨年の六月改正にな
りまして、その後の歩みを見ますと、
大体順調にいっているように思うので
あります。ただ助役兼務の者が五百数
十人おりますけれども、これも今年の
三月三十一日で切れますので、本年の
四月一日からは専任教育長を置くこと
に地方財政計画にも織り込んでおりま
すし、これも順調に進んでいくと思つ
ております。教育委員につきまして
は、三人のところが約六百七十九ヵ所
ほどござりますけれども、それはいろ
いろな関係で小さい町村でございます
ので、例外的に認められているようで
あります。その他教育委員の質につき
ましては、これは明確には申せません
が、従来よりは学歴、経験ともに豊富
な者となっていらっしゃるようであります。
年令の点では若干前よりは上っ
ておる、こういうような状況でござい
まして、発足後まだ半年しか経過して
おりませんが、都道府県、市町村を通
じまして順調にこれが運営されておる
と思います。

ちが教育行政についての認識がまだ不十分であつたり、あるいは専任教育長がないために、十分な措置がとられなかつた、こういう事例があるという意味でございます。

○佐藤(觀)委員 私も意地の悪い質問をしたのですが、われわれから言いますとおむねうまくいっていない。それはこういう問題がたくさんあります。市町村の教育長をきめるとき、県がそれを許可しなかつたり、その他問題で相当もめているところがあるはずですが、そういう情報はきておりませんか。

○内藤政府委員 許可しなかつたといふのはたしか秋田県だと思いますが、一件あつただけだと思います。

○佐藤(觀)委員 それはまだ幾多の例がありますけれども、ここではそれ以上せんざくしません。しかしそのところにわれわれが心配した問題があるので、市町村側が推薦したにかかわらず、県の教育委員会や教育長がこれを阻止するような問題が愛知県に起きているわけです。そこでわれわれが心配したと同じようなことができてきておるわけなんで、どうかこういう点についてもつと具体的にそういうことの起らぬようやつていただきたいと思うことが一つ。

それから今度の教育委員の任命についてはいろいろ議論がありますが、大体一般的には比較的穏当な人事をやつておる場合が多いと思うのです。これはわれわれは認めます。しかし穏当な人事をやつたために、非常に教育に無関心で、せつかく今まで地方においても教育予算などにつきましては相当一

を困らした人もありますけれども、全体としては非常に熱意が高かったのが、今度の新しい教育委員の任命によって、比較的そういうような感じが薄くなつた。従つて教育の熱意が一步も二歩も退歩したというように私たちには考えられるわけですが、文部当局としてはどういうようなお考えを持っておられるか。これは大臣あるいは政府委員から御説明を願います。

○内閣政府委員 今度任命制の教育委員になりました、お話をのように大体種当な方が教育委員になられたことはお認めになつていらつしやるようでござりますが、非常に忙しいような方がなつていらっしゃることも事実なんだとございます。それで委員会の会合が従来のようにしばしば開かれないということはあり得ると思うのです。しかしそうかといって教育行政に識見なり抱負なりお持ちなんだとございますので、一がいに会合が少いから熱意がないとうふうにもとれないのではなかろうかと思つております。何分にも発足後間もないことでございますので、まだ十分な意識が整つていない面もあるかと思いますが、文部省といたしましても今後できるだけ指導いたしまして、義務教育行政に熱意を持つて当つていたくように努力いたしたいと考えております。

○佐藤(觀)委員 あまり時間もありませんから、くどく聞くことはやめまして、ただ私たちが非常に心配しておりますのは、これは日本の学務委員というような形になつていくのじゃないかと、いう心配が非常に一面においてあるわけですね。これは町政、市政などにおいては

いうことはたひたひが、当時の委員会法においても質問されたわけですが、そういう機運が起きてきて、一休今の教育委員会法のままでいいとか、何かやはり改正しなければならぬ面があるのじゃないかというふうなお考えをお持ちになるかどうか、半年ばかりでございますから、まだ具体的にそういうふうないろんな欠陥が現われてないかわしごとせんが、あの法案は御承知のように参議院でもいろいろ難航いたしましたして、われわれが修正するひまもなかつたほど非常に議論がありました関係上、いろいろ手落ちがあるのじやないかというようなこともわれわれは委員として心配しているのですが、そういう点についてここで率直な意見を内藤さんから聞きたいと思いますが、その点御説明願います。

For more information about the study, please contact Dr. John P. Morrissey at (212) 305-6000 or via email at john.morrissey@nyu.edu.

とが報道せられておるのでござります。ただ省内においていろいろ検討中でございます。ただしておられます。そこで、この際中教審の意見を問うのはどうであろうかというような考えはいたしておりますが、具体的にまだ確定いたしておるわけではございません。
○佐藤(觀)委員 昨年福岡県で七割からのお先生が就職できなかつた例があります。そこでわれわれ心配しておるのは、学力の低下、少くとも今の二年制の学芸大学では、これは今の教育の進歩向上のためからいっても、相当なります。学芸になるのじやないかというように考えておりますが、少くとも学芸大学の教養課程を四年くらいにしなければ、結局充実されないというよう考えておりますが、こういう点について一休どういうふうにお考えになつておるのか、一つ大臣から御説明願います。

置いてものを考えでるということより御承知の通りでございます。ただ、今二年制をどうするかという問題につきましては、まだ各地の状況がいろいろございますので、一刀両断的に二年制をやめるとか何とかというようなどころまでは考えておりません。

○佐藤(謹)委員 学芸大学の問題は重要な問題でありますから、また他日こういう問題についていろいろ大臣の気持ちをただしてみたいと思いますが、とにかく非常に地方においてもいろいろ問題がございまして、特にわれわれはいろいろな意見を持っておりますが、とにかく学芸大学の問題、あるいは教員養成の問題は、一つ慎重な態度で臨んでいただきたいことを一言要望いたしまして、私の質問を終ります。

は賛意を表する次第でございまして、私はこのことについても十分検討いたしまして、来年度予算においては準保護児童が漏れないよう程度のものが救われないかということを十分検討いたしまして、来年度予算においては準保護児童が漏れない程度のものが救われないかということを十分検討いたしまして、来年度予算においては準保護児童が漏れないよう

に努力いたしたいと考えております。
○平田委員 この七十三万人と申しますのは、いわゆる生活扶助を受けていないボーダー・ライン層の子供でございまして、こういう点から見ますと、まだまだ足りないと、いうことになるわけでござります。そこでこの予算が一億九千万でございますが、その倍あれば四億になります。そこまでござりますが、それが四億にならぬ限り残されておる子供たちに全部給付するといったら、どれくらいの予算が必要だと見ておられるでしょうか。

○内閣府委員 この七十三万といふ数字は、ただいま申しましたように児童数の四%を予定したわけでござります。そこでこの予算が一億九千万でござりますが、その倍あれば四億になります。それではござります。

○平田委員 そうすると、約二億でございますけれども、飛行機一機作るのに一億二千万、そしてこれらを維持をするのに八千万かと思うのでござりますが、そういたしますと、この一機作る費用でもってこの子供たち全部に教科書を与えること也可以あります。新しい教科書をかかえて元気になります。新しい教科書をかかえて元気な学校に通う子供たちの姿を想像するだけでも何か心あたたまるような思いがいたしますけれども、私は、飛行機一機作るよりも、こうして子供たちに心のかてを与えてやる、そういうふうないわゆる政治の手を差し伸べてやりたいと思うのでござりますけれども、この点につきましては、私はもう少し文部省の方が誠意と熱意を持って予算の折衝にお当たりになつたら、わずか二億でござりますからとれるのではないかと思うのでござりますけれども、この二億をとることは非常に困難なのでございましょうか。

○内閣府委員 もちろん予算獲得と
いうのは非常に困難だと思いますけれども、この四%という数字は私どもの
概算なのでございまして、準保護児童
の線をどの線で切るかという点に理論
的な問題もありますので、私どもして
ての四名を必ずしも主張できなかつた
わけでございますので、今後一・九%
を実施した結果、なおかつどうしても
救つてあげたいというものがどの程度
あるか、さらにあらためて調べた上
で、そういう者が漏れないような予算
を来年度は要求いたしたいと考えてお
ります。

○平田委員 そうしますと、来年度は
さらにこれに予算を増額され、全部
配給なさるような方向に行かれると考
えてよございましようか。

○内閣府委員 そういうふうに努力
いたしたいと考えております。

○平田委員 どうもたよりないでござ
いますが、ほんとうにやつていただき
たいと思います。

私は昨年の暮れでござりますけれど
も、すぐその議員面会所で日雇い労
務者のお母さんたち十人と会いました。
義務教育の子供を三人持つてい
らっしゃるのでござりますけれども、
その義務教育に使うお金に非常に困難
を感じておるというお訴えでございま
して、こまかいことにつきましては申
し上げませんけれども、こういうお母
さん方のせつないお気持をもくんでい
ただいて、わすか二億でございますか
ら、ぜひとも来年度は完全に全部に配
給していただけるように、これはぜひ
お願ひをいたしたいと思います。

私たち社会党では先ごろから全国の
二千二百万の児童生徒に対して教科書

の無償配付ができるような法案を出したわけであつたのでござりますけれども、ただいまの小中学校におけるところの教科書配給にいたしましても、私たちの考え方とはほど遠いのでござります。それでもこのたびの法案は大へんいい法案でございまして、せめてこのボーダー・ライン層の子供たちの一部についてでもお与え下さったということについては、私もへんうれしく思っております。この法案が成立し、来年度もまたこのワクが拡大されることをお願い申し上げまして賛意を表する次第でございます。

けれども、そのワク内の操作の過程に御
おきまして、いろいろ私は不合理が生
まれてくるんじやないかという心配を
持つわけでござりますが、そういう點について、どのように善処して参
れようと考えておられますか、その点について、どのように善処して参
れようと考へておられますが、そういう點を一つお尋ねをいたしておきたいと申
います。

○内藤政府委員 文部省から各県に付
いたしましては、児童数に按分して
各県に一応いくわけでございます。各
県におきましては、児童数と生活扶助金
を受けておる児童数、この二つの算定基
準を勘案して各市町村に適正な配分を定
めることになつております。

○河野(正)委員 ただいまの御答弁を
承わりますと、どうもこの処置が機械的
的に失するおそれがあるのではないかと
いうふうな心配を強くするわけでござ
ります。そこでせつかくこういう法案が山
上に参りましたけれども、問題になりな

○内藤政府委員 お話しのようにこ
がほんとうに困っている人たちに必
くよう私どもしたいわけでござ
ます。ただ生活保護法によりますと

御承知のように収入の基準額がございまして、ケータス・ワーレでやっているわけで、非常に緻密な調査によって生活保護の対象を決定しております。ところが教育扶助はその上に乗るものでございます。要するに準保護児童でございますから、そのきめ方が非常に困難なわけです。生計費の困難度をどの程度にとるか、生活保護が行なっておると同じような方式をとるならそれも一つの方式でござります。しかしこのためには膨大なる人と金が要るわけでございますので、そこで私どもの経験によりますと、大体準保護児童というものは生活保護に比例しているという考え方を持っています。生活保護の対象人員を見ますと、各県大体児童数で区分したと同じ程度のものが生活保護の人員になつておるようござりますので、一応各県に児童数で割り分し、さらに県内では教育扶助と二つの要素を持つてできるだけ公正に配分いたしたいと考えておるわけでございますが、お説のような点に末端において多少問題はあるうかと思つております。

ふえていく、その二割というものがまたひいては児童を持つております父兄の負担にふえていくことになります。この点はまさに残念でございますけれども、私どもが常日ごろから主張いたしております義務教育無償の原則に反するとまではいかぬといったしましても、精神から申し上げますと、義務教育無償の原則に反してくるというふうな考え方を持つわけでございますが、その点に対します御見解を伺つておきたいと存じます。

○内藤政府委員 今年度は全額補助でございます。しかし本年度の全額補助と申しますのも予算単価で小学校六百円、中学校九百十円であります。予算単価の程度でございまして、もちろんこの単価で足りない市町村もございます。この単価の算出の基礎は現在の教科書の冊数と単価を加重平均をいたしましたして出したものでございます。そこで具体的に申しますと、各県、各市町村では、それに上回る場合もあり得ると思います。今回八割補助にいたしましたのは、生活保護法との関連によつて八割にいたしたわけでござります。市町村は本来就学奨励をいたすべき義務がある。これは御承知の通り学校教育法に規定されております。ですから市町村もある程度の助成をしていただく。国が八割補助をする。こういう建前をとつておるわけございまして、二割の負担はこれは父兄の負担にかかるらない、市町村が負担するわけでございます。市町村は学校教育法上当然に就学奨励を行わなければならぬ義務を持っております。こういう考え方でございます。

担当ということをございますけれども、結局は住民の税金によって負担しているわけですから、ひいてはやっぱり市町村の負担というものは父兄の負担になつていいというようなことを御指摘申し上げたわけです。
それからもう一点お尋ね申し上げておきたいと思いますのは、それは予算単価が小学校六百円、中学校九百何十円というところでございますが、御承知のように教科書の採択区域が違いますので、ところによりますと、私の調査したところによりますと、八百円ぐらいたがつておるところがある。これはそれぞ採択区域が違いますので、教科書の単価も違つてくると思ひますから、地方によつて相違してくることは当然の話でございますが、そういうたまつと、やはり単価が六百円、しかし実質的には八百円ということになりますならば、その二百円というものはよけい負担していかなければならぬといふようなことにもなつて参りまして、それがまたさらには市町村の負担が大きくなり、さらにひいては間接的といふことでござりますけれども、住民の負担になつていくということになつてなるべくわかるわけでございまして、この点につきましては、もちろんそれは全く的な問題ですから、機械的に御算定願うということはけつこうでございますけれども、しかしやはりこういった実情というものは相当御考慮願わなければ、ただいま申し上げますように市町村によりましては、非常に大きな負担をかけなければならぬということになりますから、こうした点につきましては将来十分な御配慮をしていただかなければならぬと思いますが、そ

いつた御所見を持つておられますかど

うか、お尋ね申し上げておきたいと思

います。

○内藤政府委員

国では予算単価と児

童数で按分して出すわけでございます

けれども、府県の方ではもちろんそ

ういう事情を勘案して、そうして具体的

に御要望に沿えるよう今後研究して

みたいと思います。

○長谷川委員長

櫻井奎夫君。

○櫻井委員

私は学校給食法の一部を

改正する法律案について二、三質疑を

いたしたいと思います。今回政府から

提案になつておりますところの学校給

食法の一部を改正する法律案は、いわ

ゆる準要保護児童の給食費の援助を、

ささらに中学校にまで及ぼしていきた

い、予算の範囲内で所要経費の二分の一

一を補助する、こういう点でこれは学

校給食制度の上にやはり一大進歩であ

りまして、私どもその趣旨には全く賛

意を表する次第でございます。しかし

この問題について私は二、三質疑をい

たしたいと思うのでござります。

私の手元には昭和三十年度の資料し

かないでございますが、その資料に

基いて御質問を申し上げたいと思いま

す。学校給食の実施状況を見ますと、

三十年度は小学校の方につきましては

三四・四名に当る九千二百六十校で給

食が実施されておる。その恩恵を受け

ておる児童の数は六百八十万に上つて

おるのであります。中学校の方につき

ましては、わずか六・四名八百八十四

校で、こういうふうに非常に小学校と

中学校との間に給食の実施についての

格段の差異がありますが、これははどう

いうところに原因しておるのか、一応

その原因の究明をお願いしたいと思ひ

ます。

○小林(行)政府委員

学校給食は御承

知のように終戦直後から始まつたわけ

でございます。ただ法律ができました

のはここ数年前、二十八年であります

が、御承知のように学校給食法で給食

用の材料に対する援助の規定が入つて

おりますが、これは小学校だけに適用

されておつたわけであります。昨年の

改正によりまして中学校の学校給食で

使用する給食用物資についても、小学

校と同様に援助をするという建前に

なつたわけでございます。従つて給食

の実際行われます場合に、中学校につ

いてはそれまでは国の援助がなかつた

といふことが原因しておつたものと考

えます。

○櫻井委員

それで少しあげが大きいわけでありますが、これはどういう数からこれをは

じかれたのですか。

○小林(行)政府委員

学校給食につきましては、三十年度におきまして全国

的な指定統計で実態調査をやつたわけ

であります。その当時の数字から申

しますと、大体八名程度は給食費の支

払の困難と思われる者がある。その

うち大体半数の四名につきましては生

活保護法の教育扶助の給食費によりま

して援護を受けておるわけでありまし

て、残りの四名、大体二十四、五万が

この準要保護の対象になるといふう

に推定されるでございます。従つて今

回の予算措置によりまして、大体この

うち七万だけが援護される勘定になる

わけでございますが、しかしこの七万

という数字は設置者である市町村が全

額を補助するという計算のもとに出し

た数字でございまして、実際市町村で

は全額補助せず、半分だけを補助する

というようなこともありますので、そ

の人数は多少七万より上回って、大体

十萬程度に達するのではないかうか。

○櫻井委員

それで次に今度の法案

の対象になつております準要保護児童

生徒ですが、これの数が文部省の方の今

回の提案は、小学校の対象児童数が六

百七十一万一千人のうちの一%、六万

七千人、中学校は三十一万六千人のうち

の一%、約三千人を対象にしてこれ

を実施するというのとあります

が、これは先ほどの教科書の法案と

同じようにいろいろ予算の面で制限を

と、準要保護児童生徒の一人平均の補助金額は、小学校が全額補助した場合

にかかるべきであるが、しかしその実際の三十年度にお

ける準要保護児童生徒数は小学校にお

いて百九十四円四十銭に、中学校は百九

円二十銭、こういう統計が出ておる。

お一部分の補助の場合は、小学校は百

十四円十銭、中学校は四十一円八十

銭、こういう統計が出ておるわけであ

りますが、これを小学校十四円、中學

校十八円何がしにした算定の基礎はど

こにありますか。

○小林(行)政府委員

学校給食は児童生徒の健康保持、体位

の向上ということをやはり一つの重要な

目標にいたしております。従つて

学校給食をやる以上は、一応とにかく

必要な栄養量をとるということが学校

給食の実施上必要なことと考えてお

ります。この栄養の基準とというものを定

めていますが、大体小学校の児童

の場合は、一回の給食で六百カロ

リーをとる、中学校の生徒の場合は八

百カロリーをとるといふことを基準と

いたしております。そなりますと、

それに必要な蛋白質の量、あるいは脂

肪の量、その他それぞれ違つてくるわ

けでございます。従つてそれに使用す

る小麦粉の量、それからミルクの量、

副食材料の量等も違つてくるので、そ

の量の違いから値段の開きが出てくるわ

けであります。

○櫻井委員

さようございまして、脂肪

肪の量、その他それぞれ違つてくるわ

けでございます。従つてそれに使用す

る小麦粉の量、それからミルクの量、

副食材料の量等も違つてくるので、そ

の量の違いから値段の開きが出てくるわ

けであります。

○小林(行)政府委員

さようございまして、脂肪

肪の量、その他それぞれ違つてくるわ

けでございます。従つてそれに使用す

る小麦粉の量、それからミルクの量、

副食材料の量等も違つてくるので、そ

の量の違いから値段の開きが出てくるわ

けであります。

○櫻井委員

さようございまして、脂肪

く予算の範囲内とすることではなく、

もつと今後の御努力をお願いしたい、

特に教科書は一年に一回というふうに

限られておりますが、これども、この給食

費というのは毎月のことであつて、こ

れは非常に父兄の負担が大きい。特に

生活保護法を受けておる人、あるいは

それに準ずる人の苦しみは想像に余

るものがある。やはり一方には子供

の健康を保持したいという親の心と経

済的事情からそれが十分できない、そ

ういう苦痛があるわけであります。ま

た子供としては毎月持つていく給食費

が十分払えないということは、また教

育上に非常な影響を及ぼします。どう

してもこれはもうさらに一步前進した

ところの形を私どもは要望してやまな

い次第であります。これも今後の御努

力を要望いたします。

次に給食に従事しておる給食関係從

業員の点について御質疑を申し上げま

す。これは小学校について申し上げま

に考えるわけであります、文部省はどのようにお考えを持っておりますか。

組み入れられたということは非常な私
は進歩だと思うのです。しかしこの占
は、私が先ほど申し上げました専務者
と雇員との率は、これを逆転するとい
うところまではまだ行かないといふ
うに考えるわけですが、さらにこれに
ついて御努力なさるという御意思があ
るかどうか。

りここに従事しておる人の身分を銀保有してやる、そのような措置がやはり今日最も焦眉の急務ではないかといううように考える次第であります、どうかその点についてなお一段の御努力をお尋ね申し上げる次第であります。

○野原委員 納食婦の問題で関連してお尋ねしたいのであります、法的な要望申し上げる次第であります。

○小林(行) 政府委員 私ちよと御猶
明が足りなくて申しわけございませんでした。私は申し上げましたのは、教育
公務員という狭い意味で申しますと、問題になるかと思いますが、学校に課
かれておる必要な職員でございますので、学校職員であることには間違ひな
いと思います。

うことにについても、各府県教育委員会へ
に通知を出して、できるだけ雇用条件、身分の安定等についても適正化を図
するよう努めしていくことをと
言っておる次第でござります。

○野原委員 その通知を出し、あなたの方ではいろいろな点で進めてはきま
けれども一向実を結ばないのはなぜで

事職員はどうしてもやはり確保する必要がございますので、文部省としてはできるだけ從来実施基準の中にもそぞういった点をうたっておりますし、年々給食従事職員の確保ということについて指導をしてきたものでございますが、なかなか市町村の財政が困難なた

○小林(行)政府委員 指定統計に出ております専務者、非専務者の区別でございますが、非専務者と申しますのはたとえば小使さんなら小使さんの身分ですかって、それが学校給食にも関係するというような調査上の区分けの仕方でやつておるわけでありまして、実際

概念としては給食婦といえども学校育に従事する職員、こういうものの中に入ると思いますが、その点どう考へるか。

○野原委員 たとえば学校に校務員というのがありますね。これは俗に小袖のいさんと呼ばれてきておる。この者と何ら差異のない者であり、しかも給食の場合には子供の食べものを扱うのですから、私はこれを採用するときにはいわゆる校務員さん、作業員さん等と

体文部省は模範を示しておられます
か。国立の小学校、中学校というの
あるはずです。学芸大学付属の小中
校は国立なんですね。国立の小学校の
給食婦に対し、国が給食婦の給与を
見ておりますか。それをお尋ねいた
い」ということを考えなくちゃならぬ。

めに、十分なことになつておりませ
ん。今回文部省といたしましては自治
庁ともいろいろ折衝いたしまして、地
方交付税法の単位費用の中に学校給食
の従事員の賃金を新たに計上してもら
うようにいたしましたのでござります。こ
れでかなり私どもといたしましては、
そういった面に回り得る金ができるの
ではないかと思つておる次第でござい
ます。

給食専務の方と申しますと、その専務者の中の雇員、用人その他という筋になってくるわけでございます。文部省にいたしましても今後ともできるだけ努力をいたしまして、この専務者の必要な数だけは確保するように努力いたしたいと思います。

○櫻井委員 この専務者の問題は、実は給食制度を実施していく上に非常に少くからざる重要な要素になつてお

しては学校で働いておる、そうして現在の学校給食が教育の一環として行なわれておるということからいへば、教育職員の中に入るかとも考えますが、一かし御承知のように従来事務職員も教育職員としては扱われております。そういうものとのかね合いの点などは、今後十分検討しなければならないと思つております。

りももつと嚴重にいろんな点を調査す
し、身体検査等も嚴重にやり、栄養費
その他についても素養ある者を採用す
るよう指導していくかなければならぬ
と思う。給食法が実施されてからずい
ぶん長くなりますが、これが今までの
放擲されておるよう思います。文部
省としてはこの給食についてどのよ
うな指導を市町村設置義務者に対し
てなされたか、それを承わりましたか、
されてこられましたか、それを承

○櫻井委員 交付税の単位費用の中にそれを組み込まれたということは、私は大きな前進であると考えるわけであります、どれくらいの割合で組み入れられておりますか。

る。現在の実施状況を見ますと、やは
りどうしても各学校で臨時に雇つたお
ばさんといいますか、そういう人が寒
際の仕事はやつておる、大きな学校に
いきますと栄養士等がおりましてこ

の文教委員会、その前の文教委でみんな取り上げて問題にして、文部省として私は至急に検討してもらいたいといふことで宿題になつておつたわけなんですね。残念なるかなあなたの方でまだ結

○小林(行)政府委員 先ほど御質問がございましてお答え申しました中に申し述べたのでございますが、給付金に従事する職員については、適正な給

○小林(行)政府委員 交付税の単位費用の点でございますが、標準規模の学校、児童数九百人の学校といたしまして、賃金として一日二百四十五円、延べ二百二十人ということで五万三千九百円が新たに加えられておるのでござります。

で指導しておるわけですが、小さな学校はなかなかそういうことが起きない、こういう雇い人と申しますか、こういう人たちが身分が絶えず不安定のために、専心してその仕事を従事できない、私はこういうのが大多数のところにおける小さな学校の実情でははないかと思います。従ってこの給食制度をさらに前進させるためには、やは

論が出てしないのできわめて遺憾に思いますけれども、これは学校教育に從事する職員でないという根拠がなかるうと思うのです。だからやはり職員だということになると、今日までそのままに放置されておることはなはだ遺憾だと考えるが、今その辺で何か意見を出されれば、もう一べん御答弁願いたい。

食を行なう意味からきわめて重大な問題でござりますので、給食の実施の基準の中にもその点をうたつてゐるのですございまして、設置者である市町村はできるだけ知識のあり素养のある者を必要とし、要数確保してくれといふことを言っておるわけでござります。なお年々府県を通じまして、設置者である市町村の給食業務の従事職員の適正な確保とい

員、用員じゃないか、模範を示さないでわれわれにやれと言つたって地方の方

市町村にも要求してかかるというふうにしてもらいたいと思いますが、大臣の御所見を承わりたいと思います。
○鷹尾国務大臣 御趣旨はよくわかりました。十分検討して見ます。

○長谷川委員長 永山忠則君。

○永山委員 前になまの乳をできるだけ飲ますように指導する、またなまの乳の価格が下らないように留意をするということと、農林当局と懇談をしていくという点を当局の方で御研究されるようになっておったのでござりますが、これに対してもううような御処置を進めておられるか承わりたい。

○小林(行)政府委員 酪農地等におきまして非常に容易になま乳が手に入るというような場合には、学校におきましても乾燥脱脂粉乳を使わずになま乳を使うということが給食普及上の一つの方法かと思います。文部省といつましても、一昨年から昨年にかけて農林省といいろいろ折衝をいたしまして、そういった地帯で希望があれば、なま乳の低温殺菌の設備を補助するということで全国に照会をいたしたのでございますが、これについての希望は実は比較的少なかつたのでござります。三校だけ希望がありまして、それについては國の方で補助を出したのでございますが、私どもの期待したほどの希望校がなかったのでござります。本年度におきましても、もしそうした面に御希望が特にありますれば、さらに農林当局とも交渉をいたしたいと思つております。

○永山委員 二つの方法として低温殺菌の設備助成の点を取り上げられておるのであります。これが酪農振興指定

地以外では取り扱わないよう指示を
れました関係上、申し込みが少いのだ
と思うのであります。酪農集団指定
地というのはまだ非常に少ないので
ざいます。指定地外から申し込んだ相
合においても取り扱うということを要
求林当局と打ち合せて実行をお願いいた
したいと思うのであります。

第二点は、なまの乳を使う場合にわ
いてはこれに対しても補助をするとい
う考え方において農林省とお話を進めた
てもらうことになりました。だ
いぶん話は進んでいるということです
ございましたが、この点についても一段
と話をお進め頼みたいと思うのでござ
います。

さらに輸送関係でございますが、今
度の鉄道運賃の値上がりによりまして輸
送費がふえることになるわけござい
ます。ふえるとすればどれだけの率でござ
ふえていくて、どれだけ単価に影響する
ことになるのでござりますか、この
点を承わりたい。

状況には、まだなつておらないのでござります。

○平田委員 関連して。学校給食で、だたいいまミルク、牛乳のお話もあつたようですが、それども、私が知るところによりますと、学校給食には甘さが足りないのでござります。子供というのほどとも甘いものが好きでございます。男の方がお酒を召し上るようになります。どうかそういう点御考慮を欠けておるわけでございまして、甘さを与えておやりになりますと、学校給食の牛乳でも、どんどんと飲むようになります。どうかそういう点御考慮をお願いいたしたいと思います。この点につきまして、補助の関係もございましょうが、だいまお気づきになつたような気配が見えますけれども、これについて局長さんの御意見を伺いたいと思います。

○小林(行)政府委員 確かに子供の嗜好に合うような給食をするということは必要だと思います。それで必要最低の甘さと申しますか、甘味料を使うということは必要であります。ただ給食の基準を作ります場合に、むやみに甘味料を使って甘さをつけるといふことは、学童の保健上、果していいかどうかということについては、実は疑問があるようございます。私どもとしては、あまり多量の甘さを使わないようという工夫を実はいたしておりますよ

うな次第でござります。

○平田委員 私は、自分の地元でございますが、会津若松市の学校給食をやつていらっしゃる学校をずっと見て、一体どういうところにあなたの方望んでいらっしゃる切実な問題がござりますか、と伺いましたら、砂糖をほし

いということをございまして、文部省で御心配になるほど、甘いものがもらえていいなどということござります。調査なさったことがありますか。

○小林(行)政府委員 まだ全体に通じて適當の甘さと申しますか、甘味料のものがもらえて必要なことであると思ひますので、幾つかサンプルのものについて、そういう点についても調べてみたいと思います。

○平田委員 そういうことをただお聞きになって、そして子供の心理とかそういうことをお考えにならないで、さあたって監督という考え方ばかりでいらっしゃると、なかなかうまくいかないと思うのでございますが、「甘やかしておるからだ」と呼ぶ者あり甘やかしてもけっこうだと思います。愛情がないといけない。男の方は大体監督が御自分にはよくて……。(笑声)その点十分お考え願いたいと思います。

○佐藤(觀)委員 この際教科書の問題について、一言だけ大臣の御意見を聞いておきたいと思います。就学困難な児童に教科書を無料で配付するということは、これはだれが考えたっていいことですが、これをせめて一般の義務教育における教科用図書は、國家で何とか無償配付する、そういうことになると、九十九里の長期欠席なども、そういうことで非常に緩和されるのではないかと思います。そういうような御意思があるかどうか、またそういう措置をおとりになるお考えがあるかどうかということを、一言だけ文部大臣にお伺いしておきたいと

○森尾国務大臣 教科書を準要保護兒童に与えるという問題につきまして、先ほど来いろいろ御質疑がございました。まだ対象となるべき範囲が明確になつておらないような心持もいたしました。私どもいたしましては、少くともこの準要保護兒童に対しましては、法律の趣旨にのっとりまして教科書を与えるということに進んで参りたいと考えております。具体的に義務教育において教科書を無償で配付するということにつきましては、まだそこまでは考えておりません。

○佐藤(鹿)委員 できる限り、こういうような義務教育に対して、もう少し広げるようお願いしたいということを、一言だけお願い申し上げておきます。

○長谷川委員長 他に御質疑はございませんか。——なければ両案に対する質疑はこれにて終局いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○長谷川委員長 御異議なしと認め、両案に対する質疑は終局いたすことと決しました。

これよります就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案を討論に付します。別に討論の通告もないようでございますので、討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立

を求めます。

〔総員起立〕

○長谷川委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決するに決しました。

次に学校給食法の一部を改正する法律案を討論に付します。別に討論の通告もないようありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

案は原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○長谷川委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決するに決しました。

この際河野君より、ただいま議決された学校給食法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付するの動議が提出されておりますので、この動議の趣旨説明を求めます。河野君。

○河野(正)委員 まず附帯決議の案文を朗読いたします。

学校給食の重要性にかんがみて、政

府はすみやかに、義務教育諸学校に栄養士の制度を創設するなど、所要の措置を講ずる必要がある。

これが案文の内容でござりますが、御承知のように、今日学校給食の学童に及ぼします影響というものは、非常に甚大なものがあるわけでございましたが、きわめて重要な問題でございます。ことに学童の保健、あるいはまた体位向上に及ぼします影響という

ものは、先ほど申し上げますように、これまできわめて重要なものがあると考

えております。ところが、今回の法

案が全会一致で通過いたしましたこと

は、まことに御同慶の至りでございま

すけれども、しかしながらお今後、

こういった学校給食の運営につきまし

ては、考慮をいたすべき点が多くある

かと考えておるわけでございます。こ

とに運営上の問題につきましては、先

ほどからいろいろ御説明がございま

したように、栄養あるいはまた衛生等

等につきまして、非常に大きな知識、

あるいは能力というものが生かされな

ければならぬと思いますけれども、し

かし今日顧みますならば、この運営上

におきましては、なおその機構とい

うものが不十分なために、所期の目的を

達し得ない点が多くあるのではないか

といふことを私どもきわめて遺憾に考

えておるわけでござります。

そこで、案文の内容にもござります

ように、当局におかれましては、具体

的に申し上げますならば、義務教育諸

学校に対しまして、栄養士等々の従業

員、学校給食の仕事に従事いたします

る従業員の地位、あるいはまた待遇の

確保を願いまして、そうしてそういう

た栄養士その他の従業員の地位、待遇

を確保することによって、今後栄養あ

るいは衛生に対しまする点に万全を期

す必要があるのではないかというふう

いために、一部におきましては父兄が

負担し、あるいは一部におきましては

P.T.A.が負担し、あるいはまた一部に

おきましては、方式は学校の消耗品費

と申しますか、鉛筆や紙代に肩がわりをして従業員の給与が払われておると

すが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

には全く参らぬことでございまして、

学校給食がきわめて重大な影響を持つ

ております以上は、どうしてもこの

理由はございましょうけれども、何

と申し上げましても、こういった学校

給食に従事いたしまする栄養士あるい

はまたその他の従業員の、ことに待遇

と申しますけれども、何とぞ皆様の御賛同

をおきまして、この際政府がとられること

が、国家百年のために緊要なことと考

えられるわけござります。

以上簡単でございますが、これが

本決議案を私どもが上程いたしました

ところの趣旨でございます。

○長谷川委員長 これにて動議の趣旨

説明は終りました。

これより河野君提出の動議について

採決いたします。河野君の動議に賛成

の諸君の起立を求めます。

○長谷川委員長 これにて動議の趣旨

説明は終りました。

これより河野君提出の動議について

採決いたします。河野君の動議に賛成

の諸君の起立を求めます。

○長谷川委員長 これにて動議の趣旨

説明は終りました。

これより河野君提出の動議について

採決いたします。河野君の動議に賛成

の諸君の起立を求めます。

○長谷川委員長 これにてその趣旨説

明を終りました。

これより坂田君提出の動議について

お読みいたします。坂田君提出の動議

のごとく決定するに御異議ありませ

ります。

提案の理由を御説明申し上げた次第でございます。何とぞ皆様方の御賛同あらんことをお願い申し上げる次第であります。

以上簡単ではござりますけれども、

ごく簡単に申します。

教育用テレビジョン放送に関する要望案についておきます。その案文を朗読いたします。

○坂田委員 ただいま議題となつてお

ります教育用テレビジョン放送に関する要望案についておきます。その案文を朗読いたします。

○長谷川委員長 この際理事の補欠選

るに考えるのあります。最近テレビジョン放送用電波の整備が当面の問題となりつつあるときに当りまして、われわれは憲法に規定しております教育の機会均等の実を上げる上からも、特定の電波を指定をいたしまして、教育専用のものとなし、全国の津々浦々で

放送をなし得るようにし、しかもこれを教育の中立性、公共性という特性にかんがみまして、教育的に見て質的水準のかおり高い公共性のある教育テレビジョン放送があまねく全国に及ぶようなります。

○長谷川委員長 御異議ございませんか。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

より委員長に御一任願いたいと存じます。

○長谷川委員長 御異議ございませんか。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

と申しますか、鉛筆や紙代に肩がわりをして従業員の給与が払われておると

すが、御異議ございませんか。

挙を行います。理事河野正君が昨十九日委員を辞任され、同日再び委員に選任されました。つきましては理事が一名欠員になっております。理事の選挙は先例により手続を省略し、委員長において指名するに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、河野正君を再び理事に指名いたします。

本日はこの程度とし、次回は公報をもつてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十六分散会

〔参照〕

就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
学校給食法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十二年三月二十三日印刷

昭和三十二年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局